

インド税制

COVID-19 の拡大に対する税制・規制の緩和措置

2020年3月

2020年3月24日財務大臣の Nirmala Sitharaman 氏による記者会見があり、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大に対するロックダウンの影響を鑑み、各種税務・会社法コンプライアンスの緩和措置が発表された。以下が緩和措置の概要である。

1. 所得税

a) Vivad se Vishwas 制度:

Vivad se Vishwas 制度では、2020年3月31日までに納税者が税務当局からの追徴額の100%を支払えば(追徴額が5000万ルピー超の場合125%)、追徴額に科される延滞税、罰金が免除され、税務紛争が解決される。一方、2020年4月1日以降に追徴額を支払う場合、追徴額に10%を追加して支払う必要がある。今回の発表では、納税者が2020年6月30日までに追徴額を納付すれば、追加の10%は支払う必要がなくなった。

b) 各種法律に関する期限:

2020年3月20日から6月29日に各種法律に関する期限を迎える場合、その期限を2020年6月30日まで延長する。

- 税務当局からの通知、不服申し立ての申請、申告書・申請書の提出
- 税務調査の完了
- 各種法律(所得税法、富裕税法、ブラックマネー法、証券取引税法、Vivad se Vishwas 制度など)の下での納税者のコンプライアンス

c) 納税に関する遅延利息:

もし納税者が2020年3月20日から6月30日の間に遅延利息を納付した場合、遅延利息を現行の月1%あるいは1.5%から0.75%に引き下げる。同期間において申告遅延手数料及び罰金は科されない。

d) 法人税の申告:

FY 2018-19年度の法人税申告の最終期限を2020年3月31日から6月30日に延長する。

e) PANとAadhaarのリンク:

PANとAadhaarをリンクする期限を2020年3月31日から6月30日に延長する。

2. 間接税

a) Sabka Vishwas 制度:

Sabka Vishwas 制度における納付期限を2020年6月30日まで延長する。2020年6月30日までに納付した場合、遅延利息は科されない。Sabka Vishwas 制度は、旧間接税(物品税とサービス税)の税務紛争の解決を目的としており、追徴額の一定割合を支払えば当該事象に対する今後の税務調査、訴訟を回避できる。

b) 申告期限の延長:

以下の申告書の提出期限を2020年6月30日まで延長する。

- 2020年3月、4月、5月のForm GSTR-3B(売上5000万ルピー未満)
- FY 2018-19の年次申告書

さらに、簡易納税者に関する以下の期限を2020年6月最終週まで延長する。

- 簡易納税制度の選択日
- 2019年度第四四半期の納税
- FY 2019-20の申告書の提出

c) 納税に関する遅延利息:

もし納税者が2020年3月20日から6月30日の間に遅延利息を納付した場合、遅延利息を現行の月1%あるいは1.5%から0.75%に引き下げる。同期間において申告遅延手数料及び罰金は科されない。

d) GST法、関税法に関する期限:

2020年3月20日から6月29日に以下に関するGST法、関税法に関する期限を迎える場合、その期限を2020年6月30日まで延長する。

- 税務当局からの通知、不服申し立ての申請、申告書・申請書の提出
- 納税者のコンプライアンス

e) 通関の24時間体制:

政府は、中国の新型コロナウイルスの影響による輸出入の急減、急増への不安から、2020年5月末まで通関の24時間体制を導入している。この適用期間を2020年6月30日まで延長する。

3. 会社法

a) 申告遅延手数料:

2020年4月1日から9月30日の間、企業省(MCA)に関する全ての書類、申告書の提出遅延に関する手数料は免除される。

b) 取締役会:

2020年9月30日まで取締役会の開催期限は前回の取締役会から120日以内から180日以内に延長される。

c) 監査報告書:

2020年会社(監査報告書)規則(CARO 2020)の適用時期をFY 2019-20からFY 2020-21に延長する。

d) 独立取締役:

FY2019-20にて独立取締役は非独立取締役及び経営陣の出席しない取締役会を最低年1回開催しなければならない。しかし、FY 2019-20において独立取締役の上記規定が免除された。

e) 準備預金(Deposit Reserve):

対象企業はFY 2020-21に満期を迎える預り金(Deposit)の20%を2020年4月30日までに準備預金(Deposit Reserve)として預け入れる必要があった。この準備預金の期限を2020年6月30日までに延長した。

f) 特定証券への投資:

対象企業は、2020年4月30日までに満期を迎える無担保社債の15%を特定証券に投資しなければならない。その期限を2020年6月30日まで延長した。

- g) 事業開始:
事業開始の宣誓書の提出期限が設立から 6 か月から 12 か月に延期された。
- h) 居住取締役:
全ての会社は居住取締役を任命しなければならない。この要件を FY 2020-21 は免除する。
- i) 倒産手続き:
倒産破産法における倒産処理手続きの申し立て要件は債務不履行額 10 万ルピーに設定されている。この申し立て要件を債務不履行額 100 万ルピーに引き上げる。また、政府は金融債権者、取引債権者、債務者自身による企業再建手続きの開始を 6 か月間停止する。

執筆

荒木 基晃(あらき もとあき)

MBA, USCPA

2018 年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向、ジャパンデスクを担当。

Motoaki.araki@in.gt.com

About Grant Thornton in India

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。監査・保証業務、税務業務、アドバイザー業務のフルライン専門サービスを提供。加えて、農業分野の専門チームが所属し、世界銀行、インド食品加工省、インド農業省、複数の州の農業プロジェクトの支援実績あり。インド国内 13 都市 15 事務所、4,500 名超の専門家を有する。

<https://www.grantthornton.in/>

[Click here to view Grant Thornton's privacy policy](#)



Follow us @GrantThorntonIN

Disclaimer

本文書の情報や見解は、信頼性ある情報源をもとに構成されていますが、適切性、完全性、正確性についていかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。